

「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」を踏まえた 再生ファンド出資事業に係る運用の整理・明確化について

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、経済産業省中小企業庁から公表された「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」を踏まえた再生ファンド出資事業に係る一部要件の整理・明確化についてお知らせいたします。

（１） ファンド・オブ・ファンドの運用に係る整理

「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の趣旨に基づいた組合がファンド・オブ・ファンドの運用を企図する場合であって、機構が出資する組合（親ファンド）が一定の要件を満たし、他の組合（子ファンド）に投資する場合、当該他の組合の中小企業者に対する投資（当該組合が当該他の組合に対して有する持分の割合を乗じて得た額に限る。）は、機構が出資する組合の中小企業者である事業者に対する投資として算定することができるものとします。

（２） 組合による費用拠出に係る整理

「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の趣旨に基づいた組合が再生企業の M&A、ロールアップ等の手法による運用を企図する場合であって、従来型の組合に比して多くの費用が見込まれる場合、組合の事業について総合的に判断の上、費用の一部を組合から拠出できるものとします。

（３） 投資比率に係る明確化

機構が出資する組合は投資総額の 70%以上を要件に該当する企業に対して投資することを要件としておりますが、相当部分を除いた 30%については他要件に抵触しないことを前提として、一定柔軟な運用が可能です。

例：再生企業の持つ事業価値や技術力等の無形資産を生かした事業成長や、地域のサプライチェーンの空洞化の回避による生産性向上を行う企業への投資。

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小企業・小規模事業者・スタートアップのイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

ファンド事業部 ファンド事業企画課（担当者：豆谷、鈴木、美細津、山本）

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル

電話：03-5470-1672（ダイヤルイン）